

# 令和元年台風第19号に係る栃木県災害廃棄物処理方針

令和元(2019)年11月20日

栃木県環境森林部廃棄物対策課

令和元年台風第19号の被害に伴い、栃木県内で多様かつ大量の災害廃棄物が発生していることから、早期の復旧・復興の実現に向け、県内の災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう必要な事項を定める。

## I 基本方針

### 1 処理対象

令和元年台風第19号により発生した災害廃棄物

### 2 処理主体

市町（廃棄物処理法第4条第1項）

#### 【県の役割】

廃棄物処理法第4条第2項及び第4条の2の規定に基づき、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担し、市町と連携・協力する。

- ・ 県内市町等、他都道府県、国、民間事業者団体等と連携した支援・協力の調整
- ・ 市町への技術的支援
- ・ 県内における災害廃棄物処理の進捗管理
- ・ 情報の収集・提供 等

### 3 災害廃棄物の発生推計量（令和元(2019)年11月15日時点）

約10万トン

### 4 処理期間

発災後1年間での処理完了を目指す。

### 5 処理方法

- 住民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、県内市町及び一部事務組合、国、民間事業者団体等並びに県が連携し、適正かつ迅速な処理を実行する。
- 分別を徹底し、可能な限り再資源化や減量化を行い、最終処分量を低減する。
- 県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設において処理が困難な場合には、県外広域処理等を検討する。

### 6 財源

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用する。

## Ⅱ 実施方針

### 1 災害廃棄物の発生推計量

#### (1) 市町別の発生推計量

栃木県における災害廃棄物の市町別発生推計量は、表1のとおりであり、県内の合計は約10万トンと推計した。

表1 災害廃棄物の市町別発生推計量（令和元(2019)年11月15日時点）

市町	発生推計量 (トン)	処理済量 (トン)	処理進捗率 (%)	【参考】 H29(2017)年度ごみ 総排出量(トン)
宇都宮市	4,140	710	17.1	178,983
足利市	7,500	817	10.9	58,813
栃木市	21,500	4,073	18.9	54,685
佐野市	48,526	1,457	3.0	39,204
鹿沼市	10,503	1,800	17.1	31,023
日光市	41	18	43.9	38,339
小山市	630	515	81.7	56,224
真岡市	40	0	0.0	21,977
大田原市	50	47	94.0	23,624
矢板市	40	0	0.0	10,046
那須塩原市	-	-	-	42,980
さくら市	1,000	0	0.0	14,412
那須烏山市	5,369	19	0.3	8,702
下野市	2,060	312	15.1	16,493
上三川町	161	1	0.6	10,430
益子町	-	-	-	5,644
茂木町	800	51	6.4	3,303
市貝町	-	-	-	2,416
芳賀町	-	-	-	3,478
壬生町	80	0	0.0	13,543
野木町	-	-	-	7,951
塩谷町	18	2	10.6	2,771
高根沢町	-	-	-	7,238
那須町	303	0	0.0	10,702
那珂川町	2	2	69.3	4,999
計	102,764	9,823	9.6	667,980

※ 上表中の「発生推計量」は現時点での推計値であり、今後変動する可能性がある。

※ 推計方法は、市町によって異なる。端数処理によって合計値が合わない場合がある。

## 2 処理の基本的事項

### (1) 対象とする災害廃棄物

令和元年台風第19号により発生した災害廃棄物を対象とする。

表2 災害廃棄物の種類

種類	説明	(参考) 平成30年7月豪雨 発生推計量割合※ [岡山県] (%)
可燃物	繊維類、紙、木、プラスチック等が混在した廃棄物	7.5
廃畳	畳	1.1
不燃物	がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等	15.3
コンクリートがら	コンクリート片、ブロック、アスファルトくず等	41.0
木くず	柱、梁、壁材、流木等	10.9
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	1.4
廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	1.0
土砂混じりがれき	土砂が混在したのがれき類等	7.7
その他処理困難物	消火器やボンベ類等の危険物、スプリング入りマットレス、石膏ボード、タイヤ等の市町の処理施設では処理が困難なもの	0.4
混合廃棄物	可燃物、不燃物、木質廃材、コンクリート塊、金属類等、様々な種類の災害廃棄物が混在したもの	13.7

※平成30年7月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画（令和元年7月16日改訂版）の数値を基に記載

### (2) 役割分担

災害廃棄物の処理における市町と県の役割は、表3のとおりとする。

表3 市町と県の役割

市町	栃木県
<p style="text-align: center;"><u>災害廃棄物の処理主体</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の把握</li> <li>○関係機関への協力・支援要請</li> <li>○災害廃棄物の処理</li> <li>○仮置場の設置・運営</li> <li>○住民への広報・啓発</li> <li>○災害報告書の作成・国庫補助金の申請</li> <li>○情報の収集</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p style="text-align: center;"><u>市町の支援、関係機関との連絡・調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内市町等、他都道府県、国、民間事業者団体等と連携した支援・協力の調整</li> <li>○市町への技術的支援</li> <li>○県内における災害廃棄物処理の進捗管理</li> <li>○災害報告書作成に係る市町への支援</li> <li>○情報の収集・提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

(2) 処理方法

① 処理フロー

栃木県内で発生した災害廃棄物の処理における基本的なフローは次のとおり。

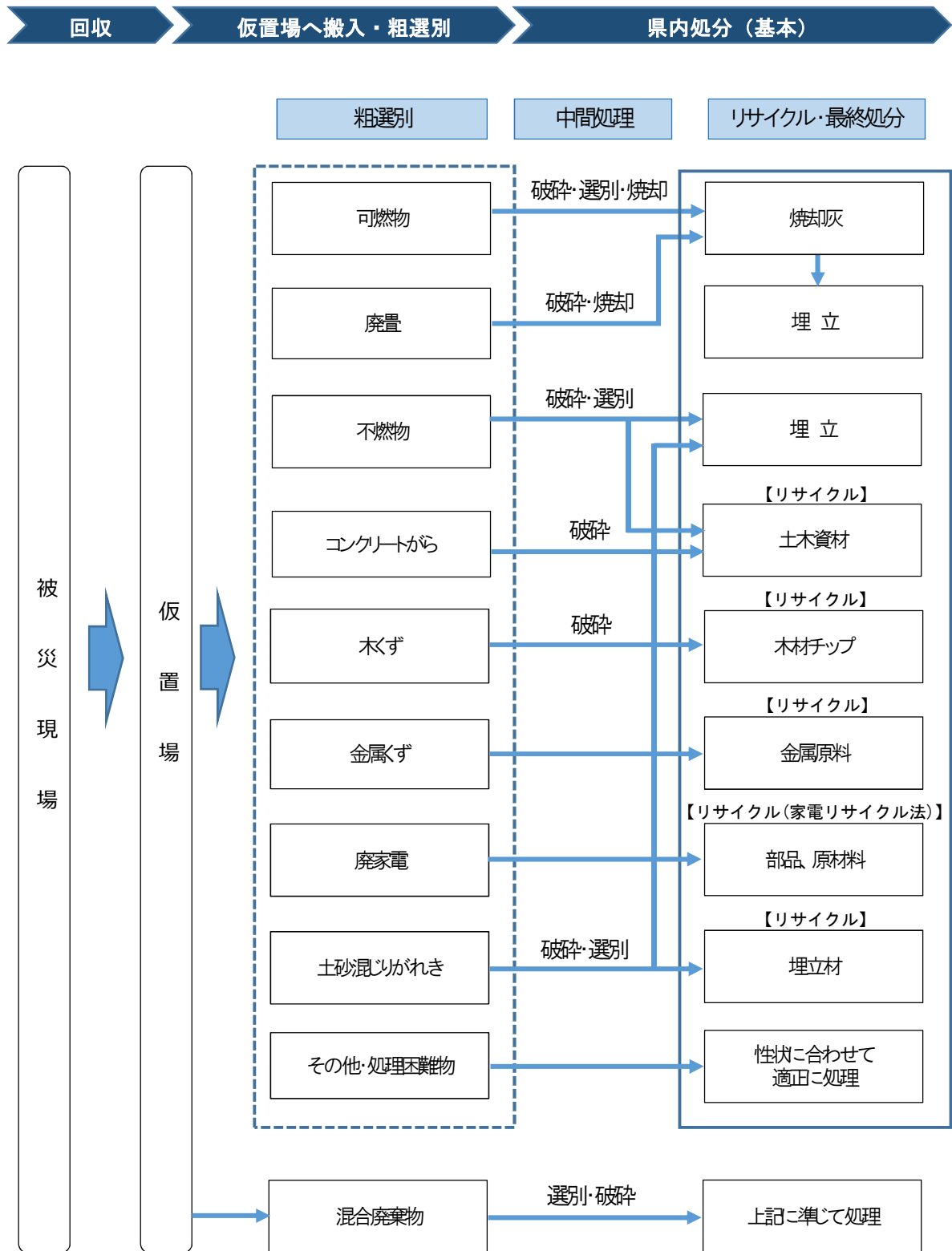


図1 処理フロー

② 仮置場の設置・管理等

ア 市町ごとの設置状況

県内13市町に36箇所の仮置場を設置しており、現時点（令和元(2019)年11月15日）で13箇所の仮置場で災害廃棄物を受け入れている。

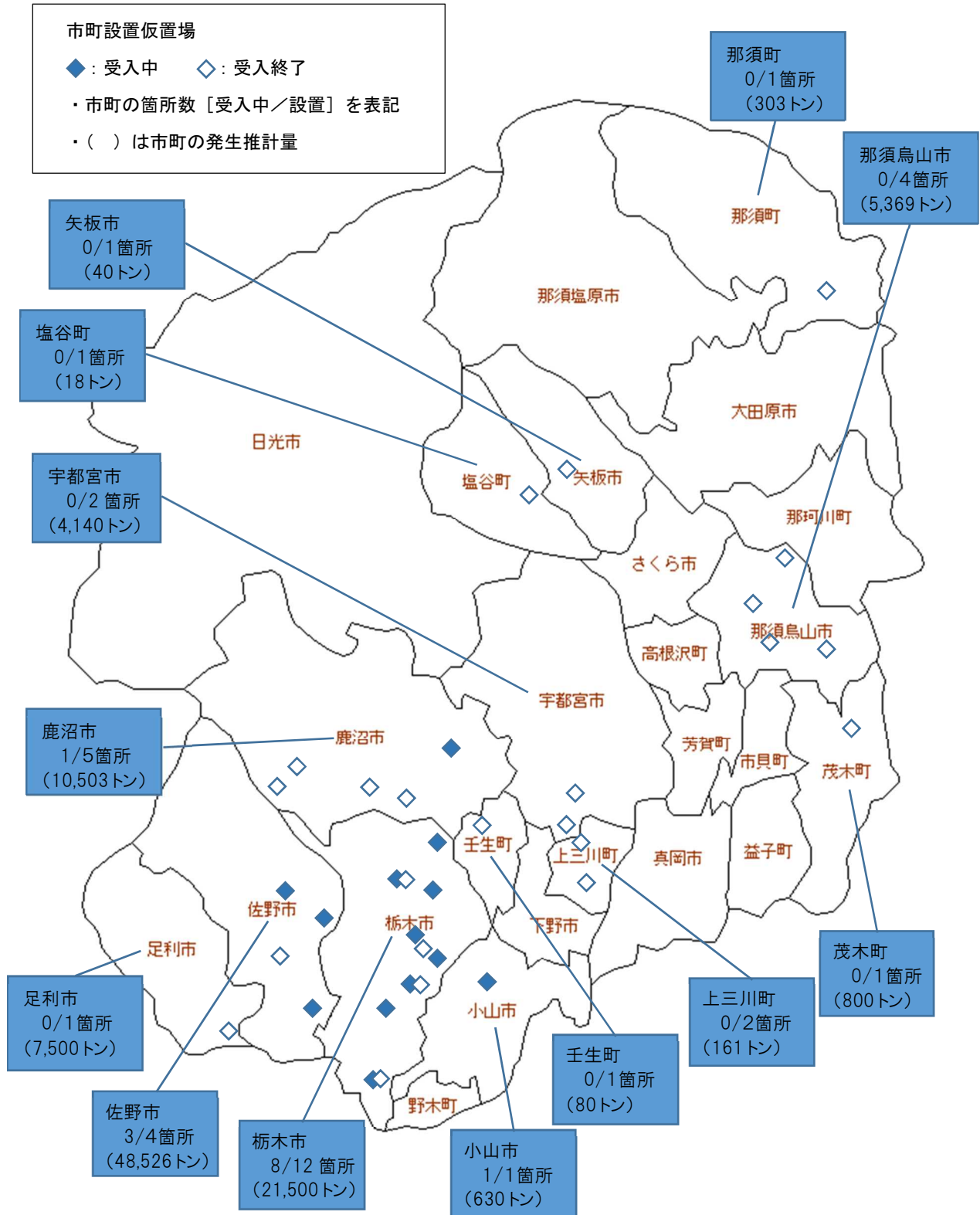


図2 市町ごとの仮置場の設置状況（令和元(2019)年11月15日時点）

## イ 管理

- ・ 仮置場の設置者は、場内での火災、災害廃棄物の飛散、土壌汚染、不法投棄等を防止する対策を講じるとともに、作業員の安全対策を徹底する。

## ウ 災害廃棄物の選別・搬出、仮置場の撤去

- ・ 仮置場に搬入された災害廃棄物について、粗選別を行った上で、廃棄物処理施設を活用し処理を行う。
- ・ 仮置場からの搬出完了後は、順次仮置場の撤去を行う。特に、身近な仮置場\*については、生活環境への影響を考慮し、年内を目途に災害廃棄物を搬出し、撤去を行う。

※ 身近な仮置場 … 学校・病院・水源など周辺に人が集まる施設に近い仮置場  
住宅が密集した地域の仮置場 等 (環境省通知)

## ③ 処理方法

- 処理に当たっては、適正かつ迅速に処理することを原則に、平時と同様に再使用・再生利用・熱回収・適正処分という順位により処理を行う。
- 環境負荷の大きい焼却処分（単純焼却）量及び最終処分量を可能な限り低減する。

## ア 県内処理と広域処理

- ・ 県内市町等及び民間事業者団体等と連携し、県内廃棄物処理施設を最大限活用することを基本とする。
- ・ 災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量、迅速な処理等の観点から県外広域処理の必要性について検討を行い、県内の廃棄物処理施設のみでは処理が困難と判断された場合には、県外の処理施設も活用した広域処理を実施する。

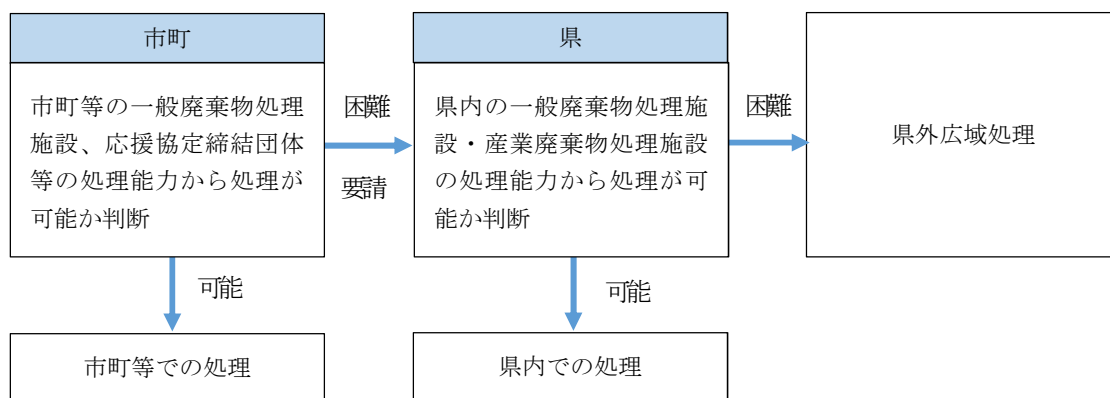


図3 県内処理と広域処理の判断フロー

## イ 焼却処理及び最終処分

- ・ 災害廃棄物の処理においては、再使用及び再生利用を優先するが、それらが困難な廃棄物は、焼却処理により減量化、安定化、無害化を進める。その際は、可能な限り熱回収を図る。
- ・ 再使用、再利用及び焼却処理が困難な廃棄物並びに焼却残さ（焼却灰、ばいじん）は埋立処分を行うものとする。

### 3 処理スケジュール

基本方針に従い、発災後1年間での災害廃棄物の処理完了を目指す。

項目	令和元年 (2019年)			令和2年 (2020年)										
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
被災現場からの回収	➡													
仮置場の管理・運営 処理施設等への搬出	➡ 身近な仮置場			➡ その他の仮置場										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">搬出後、順次仮置場撤去・原形復旧</div>													
処分（再利用、焼却等）	➡													

災害廃棄物処理完了

図4 処理スケジュール

### 4 進捗管理

災害廃棄物の処理の進捗管理のため、被災市町について、定期的に災害廃棄物の処理状況及び仮置場の設置状況等を把握する。